

SINANEN

ひまわりガス



よろず相談

Q&A

商標法の改正により、従来に比べて商標登録がしやすくなりました。今回は、これにともなう対策と留意点について、専門家にお聞きしました。

A

Q

平成19年4月より改正商標法が施行されます。この法律の内容と、LPガス販売事業者が注意すべき点について教えてください。

商標法改正にともなうLPガス販売事業者の備え

現在、企業や店舗の経営において、商標管理の重要性が増しています。特に今回の商標法改正では、小売・卸売業の事業者が顧客に対して行っている、品揃えや陳列、接客などのサービスの登録が可能となります。そのため商標を、店舗の看板、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋などに活用できるようになります。

この際に問題となるのは、どんなサービスをしているかではなく、登録しようとしている商標が、すでに登録されているほかの商標と類似しているか否かです。仮に類似する商標が先願されている場合、後から出願した商標は登録できない可能性があるのです。

これまで百貨店や家电量販店など、各種の商品群を取り扱う小売業者は、取扱商品が多いため、すぐの商品の商標を確実に保護することは困難でした。しかし今回の改正により簡単に商標登録できるようになるというメリットがあります。

一方で、ガス販売店はじめ、特定の商品を取り扱う小売業者は、もともと商品が限定されているため、今回の改正による利点は想定にくいかもしれません。しかしこれらの小売業者であっても、商標法の改正とは無関係ではありません。これまで費用や労力との兼ね合いで

商標登録を諦めていた百貨店や家电量販店などが、今回の改正を契機に出願することが予想されるからです。そのため思いがけないことで他の商標を侵害したり、商標登録しようと思ったら、すでに他の者が「小売業」のサービスを商標登録しているために登録できまい、という事態が発生する可能性があります。

したがって今回の商標法の改正を契機に、自分の商標の保護はもちろんのこと、他の者の商標を侵害していないかという点にも十分注意を払う必要が生じるでしょう。新法では商標権侵害に対する刑事罰が強化され、直接侵害の場合は10年以下の懲役100万円以下の罰金が、間接侵害の場合は5年以下の懲役・500万円以下の罰金が科される可能性もあります。

昨今では、オーブンを活用した商品販売を行う小売業者も増えています。オーブン上に掲載した情報は、自分で確認できる範囲を大幅に超える多くの人に提供されますので、まさに無断使用に留まらず、知らないうちにそのマークについて商標登録されてしまうことがあります。

さらに無断使用に留まらず、知らない間にそのマークについて商標登録されてしまう危険性もあります。実際、自社の名称を使用したドメイン名が商標登録されているために

若手三世成長記 ガスマン剛太郎

を学んでもらい、楽しみながら環境を守る生活意識を身につける。④チーズマイナス6%への参加をお客さま参加型で進め、地域との絆を深める。⑤以上により、「今泉エネルギー」子推進会社のイメージ確立を図る。

● 開校・移動教室形式を取る。ペースは社内。事務局を置き、地域との絆を深め、当面今泉剛太郎時期を見ても、自薦により、次期事務局長を選任。但し、専任担当者はボランティアのため、社内外から広く募集する。

● 運営方法 今泉取締役が知己にする環境問題の専門家に依頼。当面の短期セミナーを企画。併せて、營業エリア内の幼稚園、公立小中学校を中心打診し、授業時間内外で可能な時間にいただき、出張授業を行う。人件費は、前述の講師代、及び資料代。費用の詳細は改めて案内(ボランティアのため格安)。取り組みの様子は、次号の「あすなろ通信」で特集する。

● 募集方法 営業エリア内の幼稚園、小中学校への訪問案内及び顧客へのボースティングチラシ、及びホームページでの案内。ガス料金の請求書に同封するなどして集客を図る。但し、少人数でも日程調整がつき次第実施。

● 開催場所 メイン会場は社内会議室。出張会場は、学校や公民館など、参加グループの都合により臨機応変に対応。

● 参加費用・原則無料。すべてを今泉エネルギー主催で行うのではなく、依頼者グループ等が主体となり得る場

合は協賛形式を取る。お茶菓子等の希望がある場合は、協議の上で費用分担を行う。

剛太郎の説明開始直後は、びんときていかつた社員たちも、話が進むにつれ、その真意を理解できたようだった。「われわれのエネルギーは、決して引け目を感じるものではなく、時代がどんなに移り変わろうと、人々の生活に必要な不可欠な生活エネルギーとして、優れた点をいくつも持っています」と剛太郎は説いた。

今、ガス業界を取り巻く環境は厳しい。お客様の誤った利用だと至り、相次ぐCO中毒事故報道はガスのイメージダウンを進めた。こうした状況下でオール電化を否定することは得策ではないし、安全確保はさらに万全にしなければ当然の義務として徹底し続けなければいけない。

しかし、それだけでは、LPガスの存在価値は正しく伝わらない。LPガスはCO₂排出量の少ないクリーンなエネルギー特性があり、地球温暖化防止への有効策でもある。さらには、機器を通じた省エネ技術は、都市ガスや電力に少しも引けを取るものではない。加えて、ボンベやバルクという独立分散型のエネルギー供給スタイルは、都市部はもちろん、山村の住宅など、場所を選ばずガスの利用を可能にし、万二の際の避難生活時にも容易に供給できる災害対応力にも優れているのだ。

自らが自信と誇りを持つことこそ、ガ

剛太郎の誕生から家々に届くまでの物語」や「節約クイズ(毎日の生活の何を見直すことによって、いくらくらいの効果があるのか親子で考える)」などの企画をいくつも立て、園長の承認を得た。

春休みに入る少し前の木曜日の午後、「第一回IMAエコ生活学校」はM原幼稚園の遊戯ホールで開校された。参加者は約70名。1時間半の授業は、という間に過ぎた。参加者たちは記念品のハーフの種を手に、大満足で帰つて行った。また会いましょう、を合言葉に、「良太郎くん、とっても嬉しそうでしたよ」担任の後藤先生が報告してくれた。

「ありがとうございます。いかがでしたか?」「わかりやすかったです。遊びの要素がもう少しいれば、園児たちはもっと集まっています。刚太郎が玄関の扉を開けると、真っ先に良太郎が出て迎えました。

「ただいま!」刚太郎が玄関の扉を開けると、真っ先に良太郎が出て迎えました。

刚太郎が玄関の扉を開けると、真っ先に良太郎が出て迎えました。

刚太郎は思い切り抱き締めた。

「お父さん、そんなんしたら苦しいよ」

「ごめんごめん」

こんな小さなからだでも、自信や誇りを持っていたんだ。自分の仕事に誇りを持つことは、この子の勇気や誇りを育てるところとなるのだと、剛太郎は笑顔でした。

鈴木謙吾さん
(すずき・けんご)

弁護士
1974年生まれ、慶應義塾大学法学部卒業後、1997年司法試験合格。
2000年弁護士登録(東京弁護士会)。
弁護士事務所での勤務弁護士として、
2005年鈴木謙吾法律事務所を開設。

